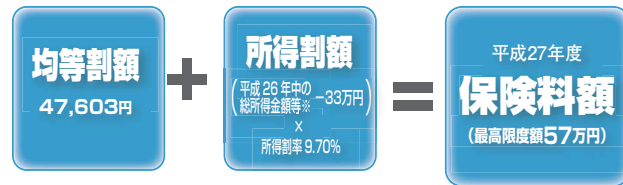


保険料額決定通知書を 送付します

◆保険料の計算方法◆



※総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除額[社会保険料控除額、扶養控除額等]は含みません。)

◆保険料のお支払い方法◆

●年金からの支払い【特別徴収】
特に手続きは必要ありません。また、口座振替による支払いに変更することができます。詳しくは税務課市民税係にご相談ください。

●口座振替や納付書での支払い【普通徴収】
7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の人、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人が対象です。

◆所得の低い人の軽減◆

次の人は、平成26年中の所得に応じて平成27年度の保険料が軽減されます。

平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。
後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

①均等割額の軽減
同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成26年中の総所得金額等が一定の金額以下の人、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯		軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額(33万円)	被保険者全員の各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円	9割(4,760円)※1
	上記以外	8.5割(7,140円)※1
基礎控除額(33万円)+26万円(※2)×被保険者数		5割(23,801円)
基礎控除額(33万円)+47万円(※2)×被保険者数		2割(38,082円)

※1 本来は7割軽減ですが、軽減措置により9割又は8.5割軽減となります。

※2 平成27年度保険料の低所得者軽減措置が拡充されました。

②所得割額の軽減
所得割額算定にかかる所得(総所得金額等)基礎控除額(33万円)が58万円(年金収入のみの場合、収入金額が211万円)以下の人、所得割額が5割軽減されます。

◆被扶養者だった人の軽減◆
制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが、軽減措置により9割軽減されます。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象になりません。

後期高齢者医療制度

7月下旬に 新しい被保険者証を 送付します

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付します。8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は、早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成26年中の所得により算出された平成27年度の住民税課税所得と平成26年(1月から7月までは平成25年)中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

◆医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等◆

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人※3 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額(年金・給与等収入合計)が一定の金額に満たない人※4は、医療介護課国保医療係に申請することにより「一般」の区分となります。(対象となる可能性がある人には申請書を送付しています。)
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」「低所得Ⅱ」「低所得Ⅰ」以外の人
低所得	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円]※2	「低所得Ⅰ」以外の人 ○各所得が必要経費・控除(公的年金等控除額は80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人 ○老齢福祉年金の受給者
			15,000円	100円	

※1 []内は過去12ヵ月以内に世帯で既に3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
 ※2 []内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)
 ※3 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、1割負担となります。
 ※4 ○同一世帯に被保険者が1人の場合:被保険者の収入額...383万円
 ○同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の人がある場合:被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入合計額...520万円
 ○同一世帯に被保険者が2人以上いる場合:被保険者全員の収入合計額...520万円

限度額適用・ 標準負担額減額 認定証について

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をされていない場合は、医療介護課国保医療係に申請してください。

問い合わせ先

- ▶資格・給付に関すること
医療介護課 国保医療係
☎43・6813
- ▶保険料に関すること
税務課 市民税係
☎43・6803
- ▶コールセンター
兵庫県後期高齢者医療
広域連合事務局
☎078・326・2021